

兵庫県立西神戸高等特別支援学校

いじめ防止基本方針

兵庫県立西神戸高等特別支援学校

1、本校の方針

校訓である「探求、行動、慈愛」を本校教育の中心軸として、命と人権を大切にす「こころの教育」を推進する。相互理解と適切な双方向のコミュニケーションに視点を当てた他者や社会と関わる能力の育成を教育活動全体で進める。

自らを愛し、命を大切にするとともに、家族や仲間、自然を慈しみ、互いに支え合い思いやることにより自他ともの幸せを目指す。生徒個々がしっかりとした目標を持ち、正しい判断力を身につけ、周囲の状況を把握し現状を分析して、課題解決のために、何を為すべきかを主体的に考える力や習慣を身につける。

全ての生徒が安全安心な学校生活を送り、充実した環境で様々な活動の中で主体的な学びが行えるよう、全ての教職員がいじめ行為やいじめ問題に対して毅然かつ真摯な姿勢で対応するため、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめに対する日頃からの教育、未然防止への取組、早期発見、早期対応、迅速な解決に向けて「兵庫県立西神戸高等特別支援学校いじめ対策基本方針」を定める。

2、基本的な考え方

いじめは、すべての生徒に関係し、どの学級にも学校にも起こり得るものであると意識する必要がある。また、インターネット、スマートフォン含め学校の内外を問わず、いじめが行われる可能性があることもすべての教職員が認識する。また、いじめ防止対策推進法によるいじめの定義である「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」の視点に立ち全教職員でいじめ問題に取り組む。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その生徒の心身の健全な成長及び人格の形成を阻害し、ひいてはその生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれを伴うことを十分に認識することが必要である。

いじめを受けた生徒の生命及び心身、人権を保護することが特に重要であること、どの生徒もいじめの加害者、被害者になりうるという認識を全教職員で共有することによって、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

3、いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

(1) 日常の指導體制、いじめ対策委員会の位置づけ

いじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、校長直属の組織としていじめ対策委員会を設置する。個別の案件に早急に対応するためいじめ対策委員会のもとに案件に応じたいじめ対応チームを置く。また、校内支援委員会との連携、教育相談体制や生徒指導體制との連携に努める。

いじめ対策委員会は、関係機関との連携、全体計画の策定、研修企画・運営、記録の作成・管理等を行う。いじめは教職員や大人が気付きにくいところで発生し、潜在化しやすいことから前期後期それぞれ最低1回のアンケート調査を行う。教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず早期発見につとめる。

いじめ対応チームは、早期に適切な対応をする。いじめを受けている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、役割分担を明確にし、指導方針をたていじめ問題の解決に向け取り組む。また、いじめ事案における加害者、被害者はもちろんいじめを見ていた生徒に対しても適切な指導および支援を行う。これらを教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関連携の下で取り組む。

① いじめ対策委員会の構成

校長、教頭、生徒指導部長、保健安全部長、教務部長、コーディネーター、学部長、養護教諭、学年主任、校長が必要と認めた者

② いじめ対応チームの構成

校長、教頭、生徒指導部長、保健安全部長、コーディネーター、養護教諭、学部長、当該学年主任、当該学級担任、校長が必要と認めた者

(2) 未然防止及び早期発見のための取組と指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に関する多様な取組を体系的・計画的に行うため、いじめ防止のための取組、早期発見の方策、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を定める。

- ① 教職員一人ひとりがいじめに対する本校の基本的な考え方を理解し、日頃から生徒の実態と課題の把握、障害、発達、生活、人間関係等を把握する。必要に応じて、保護者への電話連絡や家庭訪問などで聞き取りを丁寧に行う。
- ② 教員間の情報交換を学年会やクラス打ち合わせ等で密にし、生徒の状況を共有し、丁寧に記録して、指導する。
- ③ 校内支援委員会で生徒理解を進め、生徒・保護者支援を行い、特別支援教育コーディネーターや精神科校医、カウンセラーによる教育相談を実施する。必要があれば外部の専門家の助言を受け対応する。
- ④ 情報モラル教育の充実を推進するとともに、保護者に対して家庭での見守り、ルールづくり等、子供にスマートフォン等を持たせる際の責務や対策を周知する。
- ⑤ 人権教育の指導計画においていじめの課題を取り入れて、生徒がいじめの問題を自分の事として捉え、考え、議論する取組を着実に実施していく。

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認をおこない、その内容に応じて関係機関との連絡、協力の下、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。

4、重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより生徒自身の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合で、いじめを受けている生徒の状況で判断する。

ア生徒が自殺を企図した場合

イ身体に重大な傷害を負った場合

ウ金品等に重大な被害を被った場合

エ精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより在籍する生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合で、いじめを受けている生徒の状況で判断する。

- ③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があった時は、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となっていじめ対応チームに必要と思われる専門機関を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。また、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

なお、本校の生徒の場合、犯罪行為の被害者になりうる可能性があり、所轄警察署の援助を求め必要があると認める時は、通報し、連携を図る。

5、その他の事項

本校は、2017年開校の学校であり、県内4校目の職業科のみを設置した高等特別支援学校である。将来「自立して生きる力を育むために主体的に考え動ける人づくり」という教育目標を具現化するためにも、いじめ防止等を含めて今後地域社会との連携は大変重要な課題である。地域社会、保護者とともに生徒を育てていくため、理解啓発に力を入れ、連携をすすめる必要がある。そのために策定した学校の基本方針等を、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTAの会議、保護者懇談会などあらゆる機会を利用して、保護者や地域に情報発信をおこなう。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。また、地域を巻き込んだ学校の教育活動が実施できるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するよう留意する。